

現場科学検査班の設置及び運用要領の制定について

昭和63年1月26日 鑑発第46号
警察本部長から各部 課 隊 室 校 署長あて

改正 平成8年8月1日 研甲第20号

最近の犯罪捜査をめぐる厳しい環境に対応し、科学捜査の推進を図るため、別添のとおり「現場科学検査班の設置及び運用要領」を制定し、昭和63年2月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

現場科学検査班の設置及び運用要領

第1 趣旨

この要領は、科学捜査力の強化を図るため、現場科学検査班の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 現場科学検査班の設置及び運用

- 1 刑事部科学捜査研究所に現場科学検査班（以下「班」という）を設置する。
- 2 班の運用は、科学捜査研究所長（以下「所長」という）が行う。

第3 班の編成

所長は、科学捜査研究所員のうちあらかじめ法医、化学、物理の各係ごとに現場科学検査班員（以下「班員」という）を指定し、事件・事故の態様に応じて、その都度各係の班員を組合わせて班を編成する。

第4 班の業務

班の業務は、次のとおりとする。

- 1 現場において行うことが必要かつ可能な科学的検査
- 2 法医、理化学に関する専門的又は技術的な指導及び助言

第5 臨場事件

班は、原則として次に掲げる事件に出動するものとする。

- 1 殺人等の重要凶悪事件
- 2 大規模災害、火災、爆発等の特殊事件
- 3 銃器等使用の暴力団事件
- 4 死亡ひき逃げ等の重要交通事件
- 5 極左暴力集団に係るテロゲリラ等の事件
- 6 その他社会的影響の大きい事件事故

第6 班の出動

所長は、臨場事件の発生地を管轄する警察署長から班に出動の要請があった場合及び班の出動の必要があると認めた場合に、班を出動させるものとする。

また、臨場した班員は機動鑑識班及び所轄鑑識係と密接な連携のもとに班の業務を行うものとする。

第7 現場責任者及び任務

班員のうち上位の職に在る者又は先任者をもって現場責任者とし、現場責任者は、現場指揮者と緊密な連携のもとに班員を指揮する。

また、任務が完了したときは、速やかにその結果を所長に報告するものとする。